平成２８年（フ）第１３８９号
大阪市生野区小路３丁目２番１号
破産者　山本美代子こと　林　美代子
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４９７号
大阪府吹田市五月が丘北２番52―203号、前住所大阪府吹田市千里山竹園１丁目17番12号
破産者　山口　久代
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４０号
大阪府大東市谷川１丁目６番39号リバービレッジ住道Ｆ、開始決定時大阪府四條畷市田原台３丁目30番13号
破産者　ホルモン係長こと　猪狩　斉也
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０６号
大阪府柏原市法善寺３丁目474番地　ビレッジハウス法善寺１号棟101号、開始決定時大阪府八尾市南植松町４丁目35番地の４　ナガレ35・205号
破産者　森田　由美（旧姓大垣）
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４１号
大阪市住吉区苅田３―12―９　コーポ登和305、開始決定時大阪市住吉区我孫子３丁目５番８号
破産者　ゼロワンこと　宮田　伸一
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７１号
大阪市大正区泉尾１丁目14番20号三泉ハイツ403号
破産者　大坪　博史
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３００４号
大阪府門真市五月田町27番19号
破産者　ＴＯＳこと　杉本　正昌
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７６号
大阪府交野市松塚33番206号
破産者　魚松鮮魚こと　梶原　廣海
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７０号
堺市中区田園578番地
破産者　桝田　和義
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４８８号
堺市西区草部18番地25
破産者　木野　一弘
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５１７号
兵庫県西宮市中島町５番21―202号
破産者　永井　昭彦
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１５号
奈良県大和高田市礒野新町２番１―415号　ワシントンアヴェニュー
破産者　内倉　昌彦
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
奈良県磯城郡川西町大字梅戸87番地の10
破産者　香川　明英
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
大阪市天王寺区堀越町８番３号　南賀マンション202号、破産手続開始決定時の住所和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台1184番地の20
破産者　三川こと　湯川美智子
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１３６号
鳥取県鳥取市古海770番地15
破産者　中村　鐵雄
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９３号
福岡県久留米市長門石５丁目８番69―202号
破産者　野口妃登美
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５９号
鹿児島県大島郡龍郷町大勝2303番地２
破産者　塩崎麻里子
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部